

図面資料 5 - : 公共施設に配慮すべき住戸図 (新屋沖田)



公共施設に配慮すべき住戸
(水道について、供用を考慮する必要のある住戸)
解体工事および活用期間中を含む

水道の現況については、図面資料 8 - を参照

6.2

事業用地境界線

新屋沖田
市営住宅

6.0

6.4

S=1/1,000



敷地形状の詳細は、図面資料 3 - - (1) ~ (2) によること。